

## 鳥取県告示第397号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
文化財課が発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県教育委員会事務局文化財課  
課長補佐兼主幹 植木 敏郎
- 3 委任期間  
平成21年6月1日から平成22年3月31日まで